

2024年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

# 法律科目試験

## (商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商 法

## 〔問 題〕

次の【事実】を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

## 【事実】

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、電子部品の製造及び販売を業とする、種類株式発行会社ではない株式会社である。甲社の定款には、甲社の株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の定めがあるが、株券を発行する旨の定めはない。
2. 甲社は、取締役会及び監査役を設置しており、取締役は A、B 及び C の 3 人であり、A が代表取締役に選定されている。監査役は D である。
3. 甲社の発行済株式総数は 100 株であり、A が 50 株、B が 30 株、E が 20 株を保有している。
4. E は、近年体調が悪い上、自己が経営する会社の資金が不足したため、自己が保有する甲社株式 20 株（以下、「本件株式」という。）を、自己の知人である F に譲渡してその資金を確保することとし、F と交渉して、譲渡価格について合意した。
5. そこで、E は、甲社に対して、「本件株式を F に譲渡したい。F による本件株式の取得を承認するか否かを決定するよう求める。また、承認をしない旨の決定をする場合には、甲社が本件株式を買い取るか、又は買取人を指定するよう求める。」と記載した書面を送付した。
6. A は、上記 5 の書面を受領したが、F は甲社とはまったく関係がない者であるため、本件株式の取得を承認したくないと考えた。しかし、甲社及び関係者には本件株式を買い取る資金の余裕がないため、甲社の取締役会で F による本件株式の取得を承認するか否かを決定しないまま、上記 5 の書面を受領してから 1 箇月が経過した。
7. E 及び F は、甲社から本件株式の取得の承認について何ら通知がなかったことから、本件株式の譲渡を実行した上で、甲社に対して、共同して、本件株式に係る株主名簿の名義書換を請求した（以下、「本件名義書換請求」という。）。

〔設問1〕 甲社は本件名義書換請求に応じなければならないか。会社法の関連条文を指摘しつつ、説明しなさい。

8. (事実7に続く) 甲社は、E及びFの請求になんら対応しないまま、定時株主総会(以下、「本件株主総会」という。)の開催日の2週間前に、法定の事項を記載した書面の招集通知をA、B及びEに発した。その後、甲社は、本件株主総会において、取締役3人の任期満了にともない、A、B及びCの3人を再度取締役を選任する旨の決議(以下、「本件選任決議」という。)をするとともに、剰余金を配当する旨の決議をなし、剰余金を配当した(「本件剰余金配当」という。)。なお、本件株主総会には、A及びBは出席し、決議に参加したが、Eは入院中であったため欠席し、決議に参加していない。

〔設問2〕 本件選任決議及び本件剰余金配当の効力について論じなさい。

# 民事訴訟法

## 【事例】

Xは、父Aが死亡したことから、唯一の相続人としてAの財産を整理するため、相続財産を書類等で確認していたところ、隣県B市郊外に約300坪の土地（以下、「甲地」という。）を有していることが分かった。そこで、Xが、甲地の現況を確認するために現地を訪れると、甲地の近くに住むYが、甲地を家庭菜園用の畑と自家用車の駐車場に利用していた。Xが、甲地で農作業をしていたYにどのような経緯で利用しているのかを尋ねたところ、元々自分が所有する土地であるとか、知り合いのCから借りたなど言を左右にした。そのため、Xが、甲地は元々はAの所有であり自分はその相続人であることを告げると、Yは作業を中断して自宅に引き返し、それ以降、Xとの交渉にはまったく応じていない。そこで、Xは、Yを相手に甲地の明渡しを求める訴えを提起することにした。

## 【設問】

以下の各問について民事訴訟法上の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

### 問1

Xは、Yに対して、甲地につき所有権に基づく明渡請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、甲地についてAとの間で15年前に賃貸借契約を締結していたと主張したため、Xは、契約締結の事実はないとしてこれを争った。しかし、裁判所は、Yによる賃借権の抗弁を認めて請求を棄却する判決を下し、同判決は確定した。その後、Xは、甲地につきYの賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除したと主張して、賃貸借契約終了に基づく明渡請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、甲地についてAと結んだ契約は使用貸借であり、賃貸借ではないと主張して争った。（1）前訴判決によりXの後訴の提起および主張は遮断されるか、（2）前訴判決により後訴におけるYの主張は遮断されるかを、旧訴訟物理論を前提に検討しなさい。

### 問2

Xは、Yに対して、甲地につき所有権に基づく明渡しを求めるとともに、明渡しまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。本件訴えのうち賃料相当損害金の請求にかかる部分について、訴えの利益が認められるか否かを検討しなさい。



## 刑事訴訟法

以下の各【事例】を読み、各【設問】に答えなさい。なお、解答は、問いの順序に従い、かつ、問いの番号を明記して記載しなさい。

### 【事例1】

Xは、以下のような嘱託殺人の罪で、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人(X)は、令和5年1月10日午後10時20分頃、H市I町2丁目3番4号所在の被告人方において、頸部にロープを巻き付け緊縛して自殺を図ろうとしていた長男V1から嘱託を受け、同人に対し、その頸部を上記ロープで強く絞め付けて緊縛し、よって、その頃、同所において、同人を絞頸により窒息死させて殺害したものである。」

公判審理の結果、裁判所は、V1はXに対して殺害を嘱託しておらず、Xには、「令和5年1月10日午後10時20分頃、H市I町2丁目3番4号所在の被告人方において、長男V1に対し、その頸部をロープで強く絞め付けて緊縛し、よって、その頃、同所において、同人を絞頸により窒息死させて殺害したものである。」との殺人の罪が成立するとの心証を抱いている。

### 【設問1】

- (1) 訴因変更の要否に関する判断基準について論じなさい。
- (2) 裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、その心証に従い、上記殺人の事実を認定することができるか、論じなさい。

### 【事例2】

Yは、以下のような住居侵入及び窃盗の罪の共同正犯として、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人(Y)は、Aと共謀の上、令和5年2月3日午後11時30分頃、金品窃取の目的で、H市J町3丁目4番5号所在のV2方に無施錠の窓から侵入し、同所において、寝室の金庫内から、V2所有の現金153万円及び腕時計1個(時価約90万円相当)を窃取したものである。」

公判においては、Yの行為を共同正犯と評価することができるかが争点となり、両当事者が主張、立証を行った。審理の結果、裁判所は、被告人側の主張を一部容れ、Yの行為は幫助にとどまり、Yには、「Aが、令和5年2月3日午後11時30分頃、金品窃取の目的で、H市J町3丁目4番5号所在のV2方に無施錠の窓

から侵入し、同所において、寝室の金庫内から、V<sub>2</sub>所有の現金153万円及び腕時計1個（時価約90万円相当）を窃取するに先立ち、Aから、『V<sub>2</sub>方に空き巣に入るので車を貸してくれ。』との依頼を受けてこれを承諾し、Aが同人の自宅とV<sub>2</sub>方との間を往復するためY所有の普通乗用自動車1台を貸与し、よって、Aの犯行を容易ならしめ、もって住居侵入及び窃盗を幫助したものである。」という住居侵入及び窃盗の罪の幫助犯が成立するとの心証を抱いている。

### 【設問2】

裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、その心証に従い、上記住居侵入窃盗幫助の事実を認定することができるか、論じなさい。

### 【事例3】

Zは、概要、以下のような受託収賄の罪の共同正犯として、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人（Z）は、令和2年7月1日からH税務署に勤務し、同署総務課徴収係として、差押物件の公売その他徴税事務を担当していたBと共謀の上、令和4年9月5日午後10時頃、H市K町4丁目5番6号所在スナックLにおいて、Cから、同人に対する所得税滞納処分である差押物件の公売を延期されたい旨の請託を受け、その謝礼の趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、Bが現金30万円の供与を受け、もってその職務に関し請託を受けて賄賂を収受したものである。」

公判において、Zは、「自分は公務員Bと共謀してCから賄賂を収受したのではなく、所得税滞納処分によって苦境に陥ったCを見かねて、かねて知り合いであったBと連絡をとり、Cに引き合わせただけである」旨の主張を行った。

これを受けて、検察官は、概要、以下のような贈賄の罪の共同正犯の訴因への変更を請求した。

「被告人（Z）は、Cと共謀の上、令和2年7月1日からH税務署に勤務し、同署総務課徴収係として、差押物件の公売その他徴税事務を担当していたBに対し、令和4年9月5日午後10時頃、H市K町4丁目5番6号所在スナックLにおいて、Cに対する所得税滞納処分である差押物件の公売を延期されたい旨の請託をし、これに対する謝礼の趣旨で、CがBに現金30万円を供与し、もってBの職務に関し請託して賄賂を供与したものである。」

### 【設問3】

上記の受託収賄の罪の訴因と贈賄の罪の訴因との間に、公訴事実の同一性は認められるか、論じなさい。

